

内務省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク  
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ  
レムコトヲ請フ

大正十一年四月十三日

内閣總理大臣子爵高橋是清



了解事項原文(英文)  
末尾ニ左記全權委員ノ Initialsヲ 附加ス

F. K. SZE.  
K. S. V. K. W. K.  
M. H. C. H. W.  
同上 譯文(邦文)

|   |       |                     |                  |
|---|-------|---------------------|------------------|
| 頁 | 行     | 誤                   | 正                |
| 五 | 二行目以下 | 幣原喜重郎<br>顧維鈞<br>王寵惠 | 加藤藤原<br>施原<br>顧王 |



ル事項

四 軌道、特許及監督ニ關スル事項  
五 河川、道路、港灣及砂防ニ關スル事

項

六 公有、水面及水流ニ關スル事項  
七 土地收用ニ關スル事項

第八條ノ二 都市計畫局ニ於テハ左ノ  
事務ヲ掌ル

- 一 都市計畫法施行ニ關スル事項
- 二 市街地建築物法施行ニ關スル事

項

三 都市計畫上建築改善ニ關スル事  
項

四 其ノ他都市計畫ニ關スル事項

第十條中、十二人ヲ十一人ニ改ム

第十二條中、二十人ヲ十九人ニ、一人ヲ二

人ニ、二百三人ヲ二百十五人ニ改ム

第十二條ノ二 内務大臣ハ必要ニ應シ

土木出張所又ハ土木試験所ヲ置キ直

轄土木工事並河川道路港灣及砂防ノ

調査試験等ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

土木出張所又ハ土木試験所ニ所長ヲ置キ技師ヲ以テ之ニ充ツ

附則

承令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

奏任文官特別任用令中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

大正十一年四月十三日

内閣總理大臣子爵高橋是清

